

別記様式 6

平成 23 年度第 3 回（第 16 回） 外務省契約監視委員会
議 事 概 要

開催日及び場所	平成 23 年 1 2 月 2 2 日（木） 於：外務省 6 6 6 号会議室	
委 員 員	委 員 長 中里 実 委 員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	1/3 件	審査対象： 平成23年度第2四半期
一般競争方式（上記以外）	5/42 件	
指名競争方式	0/1 件	
企画競争に基づく随意契約方式	4/21 件	
公募に基づく随意契約方式	2/2 件	
その他の随意契約方式	2/32 件	
合 計	14/101 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他		

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見等なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見等なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>①－2「障害対応用サーバ等賃貸借・保守」業務委嘱（一般競争入札：政府調達）</p> <p>○1者応札となった理由如何、また落札した事業者は前回落札者と同様か。</p> <p>○仕様書（機能証明書）内容が細か過ぎなければ、他の業者が参入可能であったのではないか。</p> <p>②－1「自家発電機保守点検専門技術者派遣」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○当該事業者の競争参加資格はCであるが、資格の区別はどうされているのか。</p> <p>②－3 1、33「在外公館施設の保守・維持管理業務にかかる補助職員派遣契約（A、Bグループ）」（一般競争入札）</p> <p>○本件を派遣業務委託とする理由如何。</p>	<p>●本件入札説明会には8社の参加があったが、説明会参加事業者へヒアリングした結果、安価な価格での提供が出来ない、また一部機器について仕様を満たせないなどの理由で応札を見合わせたとのことである。落札者は前回と異なる事業者である。</p> <p>●本件機器は外交情報等を扱うため、精度が高く信頼性のあるものが求められるものであることから、入札にかかる仕様書は必然的に詳細にならざるを得ないものである。</p> <p>●事業者における資本金、実績、従業員数等によりA、B、Cに区分けされるものである。</p> <p>（Aグループ：アフリカ及び中南米公館） （Bグループ：上記Aグループ以外のアフリカ及びアジア公館）</p> <p>●本件は特定の業務を限定して短期間に請け負わ</p>

委 員	外 務 省
<p>○当該技術職員の派遣に際し、過去においてウィーン条約上のステータスを得るべく、派遣接受国への通告が一部されていなかったようであるが、不都合はなかったのか。</p> <p>②-15「緊急時邦人保護体制の整備に係る無線機本体」の購入（一般競争入札）</p> <p>○予定価格と落札額に差があるが、予定価格が高すぎるのではないか。</p> <p>○リース契約は出来ないのか？</p> <p>⑥-17「在外公館用FM放送機等無線機の保守・運用指導（前期）」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○上記無線機本体を購入した事業者と本件事業者が同一であるが、前者との関連性如何。</p> <p>○無線機購入と保守をセットにした複数年契約とすれば、経費の抑制にも繋がるのではないか。</p>	<p>せるものでなく、一定期間、技術職員を当該在外公館の指揮下に置いて、施設全般の保守点検、一般的な修理、維持管理指導等を行わせるものであることから、派遣業務委託が適切と考える。</p> <p>●過去において不都合はなかったが、トラブルが発生すれば問題ともなり得るので、今後も派遣公館には当該接受国に対しての通告を徹底させる。</p> <p>●本件予定価格算出には、複数者の参考見積もりを参考に算出した。落札額は当該事業者の企業努力であると考え。</p> <p>●当該機器は、防塵、耐落下等の規格、配備される公館毎に気象条件、周波数帯の調整等が必要とされるので、リース契約はなじまないものである。</p> <p>●FM放送機は、主に緊急時等の利用を想定とした在留邦人への情報発信用として、また無線機は在外公館と在留邦人等との送受信に用いる機器で、本件は両機器に対する保守・運用指導を行うものである。機器購入に際しては、適切に競争入札を踏まえたものであり、同機器の保守、運用等は機器の特殊性から購入製造元にせざるを得ないものである。</p> <p>●予算措置上の制約もあり、現状は単年度毎の契約とならざるを得ないものである。</p>

委 員	外 務 省
<p>②-35 「経済協力評価報告書データベース・検索システムのアプリケーション開発及び導入」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○本件のようなアプリケーション開発では、貴省のLANシステム上に関与する点で、当該事業者は外国人幹部を擁した企業であるが、セキュリティ等の考慮はあるのか。</p> <p>④-2 「総理大臣及び外務大臣の国際会議出席に伴う通訳」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○本件通訳を委嘱する基準はあるのか、また、貴省職員が通訳を行う割合はどれくらいなのか。</p> <p>④-9 「グローバルフェスタ JAPAN 2011」開催業務委嘱（企画競争）</p> <p>○本件開催は、貴省の他にJICA（国際協力機構）とJANIC（国際協力NGOセンター）との共催となっているが、企画競争審査においては、それら団体も審査を行っているのか。</p> <p>⑥-11 「グローバルフェスタ JAPAN 2011 NGO事務局」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○上記開催業務との関係性如何。</p>	<p>●本件事業者は、幹部に外国人を擁するものの、純然たる日本企業であり、製品に対する扱いは、他の日本企業と同様に信義則に基づいたものである。なお本件データベースで扱う内容は公表済みのものであり、その取り扱いに制限がかかる内容のものではない。</p> <p>●本件は高度な技術を要する同時通訳などにおいて委嘱するものである。割合は統計を取っていない。</p> <p>●企画審査には右団体からも審査員（2名づつ）を出し、適正な審査を行っている。</p> <p>●上記開催業務にあたっては、会場設営、展示ブースのアレンジ、警備関係などを含めたフェスタ全体的な企画・運営、及び実施を主たる業務とすることから、費用対効果の観点からも企画性が重視されるものである。</p> <p>一方、事務局業務委嘱は、フェスタへのNGO向け応募勧奨、NGO出展団体の選定協力・相談対応、NGO関連イベントの実施等を委託するものであり、NGOを支援する唯一かつ国内最大のネットワークを有する団体に事務局を委嘱するものである。</p>

委 員	外 務 省
<p>④—11「危機管理要員研修」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○本件研修で使用された資料は他の研修でも使用されるのか。</p> <p>④—20「報道関係者招へい『東日本大震災後の復興に向けた日本の歩み（第1グループ）』（仮）」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○招聘された報道関係者たちにどのように報道されたのか。</p> <p>⑤—1「北方領土四島住民招聘事業（日本語習得Ⅱ）」業務委嘱（公募）</p> <p>⑤—2「北方領土四島住民招聘事業（一般：釧路管内）」業務委嘱（公募）</p> <p>○現在、北方四島にはどのくらいのロシア人がいるのか。</p> <p>○被招聘者の人選について、また複数回招聘されている者もいるのか。</p> <p>○事業実施による客観的な効果の検証は難しいと思うが、この点如何。</p>	<p>●本件研修で使用した資料は、そのままでは他の研修で使用していない。</p> <p>●赴いた現場で実際に見聞した事実を客観的に報道するなど、現地ルポ的な内容のものとなっている。</p> <p>●約1万7千人程度と把握している。</p> <p>●人選については、日本側、四島側双方の交流実施団体によって人選されている。また複数回招聘される者もいるが、島内における各種業界の発言力のある者が招聘されることは、更に継続的な理解を深める上では有意義なことと思われる。</p> <p>●客観的、定量的な効果を図るということよりも、島側との間で相互理解を深めるため、また我が国のプレゼンスを示すこと自体が重要であるとの認識の下、本件を実施しているものである。</p>